

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項および会社法施行規則第183条に定める書面)

2024年2月6日

日本特殊陶業株式会社

吸収分割に係る事前開示事項

愛知県名古屋市東区東桜一丁目1番1号
日本特殊陶業株式会社
代表取締役社長 川合 尊

日本特殊陶業株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社の100%子会社である株式会社南勢セラミック（以下「南勢セラミック」といいます。）との間で2024年1月31日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、当社を吸収分割会社、南勢セラミックを吸収分割承継会社とする吸収分割を行い（以下「本吸収分割」といいます。）、当社の圧電セラミックに関連する事業（ただし、販売を除く）に関して有する権利義務の一部を南勢セラミックに承継させることと致しました。つきましては、会社法第782条第1項および会社法施行規則第183条の規定に従い、以下の通り吸収分割契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙1に記載のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

当社は、南勢セラミックの発行済株式の全てを保有しているため、本吸収分割において、南勢セラミックから株式の割当て、金銭等の交付を受ける必要性は認められません。よって、南勢セラミックは、本吸収分割に際して、金銭等（本吸収分割の対価）を当社に交付しないとしたものであり、このことは相当であると判断しております。

また、本吸収分割により、南勢セラミックの資本金及び準備金の額は増加しないこととされておりますが、会社計算規則の規定に従ったものであり、相当であると判断しております。

3. 吸収分割承継会社（南勢セラミック）についての次に掲げる事項（会社法施行規則第183条第4号）

(1) 最終事業年度に係る貸借対照表の内容

別紙2に記載のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 吸収分割会社（当社）についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

(1) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は、当社の 100%子会社である株式会社 NTK セラテック（以下「NTK セラテック」といいます。）との間で、2024 年 1 月 31 日付で、当社を吸収分割会社、NTK セラテックを吸収分割承継会社とする吸収分割契約を締結し、効力発生日を 2024 年 4 月 1 日として、当社の事業のうち、圧電セラミック関連製品の販売事業等に関して有する権利義務の一部を NTK セラテックに承継させる予定です（以下「NTK セラテック吸収分割」といいます。）。かかる吸収分割による対価としての金銭等の交付は行われません。

なお、NTK セラテック吸収分割により、NTK セラテックが当社から承継する予定の資産の額及び負債の額は、301 百万円及び 35 百万円です。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社（当社）の債務及び吸収分割承継会社（南勢セラミック）の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

(1) 吸収分割会社（当社）について

当社の 2023 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ 607,858 百万円及び 261,504 百万円であるところ、本吸収分割により当社が南勢セラミックに承継させる資産の額及び負債の額は、1,486 百万円及び 101 百万円となる見込みです。また、2023 年 3 月 31 日以降現在に至るまで、これらの額に大きな変動は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにこれらの額が大きく変動することも見込まれておりません。

したがって、本吸収分割の効力発生日後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みが見込まれております。

さらに、本吸収分割の効力発生日後の当社の収益及びキャッシュフローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

以上より、本吸収分割の効力発生日後における当社の債務について、その履行の見込みの問題はないと判断しております。

(2) 吸収分割承継会社（南勢セラミック）について

南勢セラミックの 2023 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ 3,561 百万円及び 1,346 百万円であるところ、本吸収分割により当社が南勢セラミックに承継させる資産の額及び負債の額は、1,486 百万円及び 101 百万円となる見込みです。

また、2023 年 3 月 31 日以降現在に至るまで、これらの額に大きな変動は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにこれらの額が大きく変動することも見込まれておりません。

したがって、本吸収分割の効力発生日後における南勢セラミックの資産の額は負債の額を十分に上回る見込みが見込まれております。

さらに、本吸収分割の効力発生日後の南勢セラミックの収益及びキャッシュフローの状況について、南勢セラミックの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

以上より、本吸収分割の効力発生日後における南勢セラミックの債務について、その履行の見込みの問題はないと判断しております。

以 上

別紙 1

吸収分割契約書の内容

吸収分割契約書

日本特殊陶業株式会社（以下、「甲」という。）と、株式会社南勢セラミック（以下、「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割）

甲は、本契約に定めるところに従い、その経営する事業のうち、圧電セラミックに関連する事業（ただし販売を除き、以下、「本件事業」という。）に関して有する第3条第1項に定める権利義務を、吸収分割により乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下、「本吸収分割」という。）。

第2条（当事会社の商号及び住所）

本吸収分割の分割会社及び承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。

（1）甲：吸収分割会社

商号 日本特殊陶業株式会社

住所 名古屋市東区東桜一丁目1番1号

（2）乙：吸収分割承継会社

商号 株式会社南勢セラミック

住所 三重県伊勢市円座町字細越 871-6

第3条（承継する権利義務に関する事項）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、負債、その他の権利義務（以下、「承継対象権利義務」という。）は、別紙1「承継対象権利義務明細表」に記載のとおりとする。なお、本契約締結後、効力発生日までに甲に新たに帰属するに至った本件事業に関する権利義務は、当該別紙に従い、承継対象権利義務に含まれるものとする。

2. 甲は、承継対象権利義務のうち、乙が甲から承継する債務について、本吸収分割が効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）において重疊的に引き受け、引き続き乙と連帯して債務を負担するものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償できるものとする。

第4条（本吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本吸収分割に際して甲に対し金銭等を交付しない。

第5条（乙の資本金及び準備金の額）

乙は、本吸収分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

第6条（効力発生日）

効力発生日は、2024年4月1日とする。但し、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第7条（株主総会の承認）

甲は会社法第784条第2項（簡易分割）、乙は会社法第796条第1項（略式分割）に基づき、それぞれ本契約による本吸収分割につき株主総会の承認を要しない。

第8条（競業避止義務）

甲は、効力発生日後においても、本件事業について競業避止義務を負わない。

第9条（分割条件の変更及び分割契約の解除）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変更が生じたとき又は生じる虞がある場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は生じる虞がある場合、その他本契約の目的の達成が困難となり又は困難となる虞がある場合は、甲乙協議の上、本吸収分割の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日までに法令に基づき要求される関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第11条（本契約書に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ定める。

（以下余白）

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2024年1月31日

甲 名古屋市東区東桜一丁目1番1号
日本特殊陶業株式会社
代表取締役 川合 尊

乙 三重県伊勢市円座町字細越 871-6
株式会社南勢セラミック
代表取締役 鈴木 圭治

承継対象権利義務明細表

本吸収分割により乙が甲から承継する権利義務は、効力発生日において本件事業に属する次に記載する資産、負債、契約その他の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2023年3月31日現在の貸借対照表その他同日の計算を基礎とし、これに本吸収分割の効力発生日までの増減を調整して確定する。

1. 資産

効力発生日において甲が本件事業に関して有する以下の資産。

(1) 流動資産

- ①現預金のうち甲乙間で合意のうえ定める本件事業の運営に関して必要となる金額。
- ②棚卸資産。

(2) 固定資産

機械、装置、工具、器具、車両及び備品、繰延税金資産、及びその他の固定資産。ただし、固定資産のうち不動産及び知的財産権については承継を行わず、別途甲乙間の契約において賃借権、使用权などの設定を行う。

2. 負債

効力発生日において甲が本件事業に関して有する承継する雇用契約に関する退職給付引当金。

3. 知的財産権

本吸収分割に関して、特許権、実用新案権、意匠権、商標権（これらの登録を受ける権利を含む。）、著作権及びノウハウを含む知的財産権は、甲から乙に承継しない。本件事業に必要な権利については、別途甲乙間の契約において甲が乙に対して使用を許諾する等合理的に必要な措置をとる。

4. 雇用契約

本吸収分割の効力発生日において本件事業に主として従事する甲の従業員のうち別紙2に記載された従業員番号の者との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務。

5. 契約（雇用契約以外）

効力発生日において本件事業に属する取引基本契約、売買契約、業務委託契約その他一切の契約。ただし、以下のものを除く。

- ①第1項、第2項、第3項に従い本吸収分割に関して乙に承継されない資産・負債・知的財産権に関する契約。
- ②甲の契約書の地位の移転について相手方の同意、許認可等の再取得等、当該契約に関して必要な手続が効力発生日までに完了できない場合、又は完了できる見込みのない場合に、甲と乙が協議して承継対象から除外することとした契約。
- ③ライセンス契約等、知的財産権に関する契約。

④甲を買主とする購買に関する契約（ただし、乙に承継する必要があると甲乙間で合意したものを除く）。

6. 許認可

本件事業のみに属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、甲から乙へ承継することが法令上可能なものであって、甲乙間で合意のうえ定めるもの。

別紙2

南勢セラミックの最終事業年度に係る
計算書類等の内容

事業報告

令和4年4月1日 から

令和5年3月31日 まで

事業報告

第22期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

1. 株式会社の状況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当会計年度は、窒化ケイ素ベアリングボールは旺盛な需要が継続しており予算比105%となりました。しかしながら特に超音波振動子やポジションナにおいて、客先でのコロナ下における部材調達懸念から所要が低迷し、予算に対して大幅なマイナスとなりました。会社全体での通期売上予想は8,563百万円としておりましたが、実績は予算比82%の6,985百万円でした。

次に、事業の品種別セグメントの概況をご報告申し上げます。

事業の内容（品種）	売上高（千円）	
	令和3年度 （第21期）	令和4年度 （第22期）
BL	1,101,636	1,390,536
BZ	1,398,760	1,351,286
LP	1,268,489	1,077,375
LF	773	2,428
KS	453,919	468,013
S	772,911	1,192,680
H	202,556	291,352
その他	4,621	6,210
合計	5,203,668	5,779,880

(2) 設備投資の状況

該当有りません。

(3) 資金調達の状況

該当有りません。

(4) 損益及び財産の状況の推移

(単位 千円)

区 分	令和1年度 (第19期)	令和2年度 (第20期)	令和3年度 (第21期)	令和4年度 (第22期)
売上高(千円)	1,286,500	1,317,161	5,203,668	5,779,880
営業利益(千円)	50,633	70,699	372,893	355,886
経常利益(千円)	50,659	70,690	379,892	365,128
当期純利益(千円)	35,772	45,541	270,933	242,179
1株当たり当期純利益	59,620円	75,902円	451,555円	403,632円
総資産(千円)	409,991	383,649	3,418,973	3,561,195
純資産(千円)	140,872	186,413	1,972,329	2,214,508

(注) 純資産額の算定にあたり、平成18年度(第6期)から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しています。

(5) 従業員の状況

	従業員数	対前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
合計	210名	-19名	45歳	25年

※ 従業員数は出向者・再雇用者・パート・派遣を含むが、平均年齢・勤続年数には含まず。

平均勤続年数にはグループ会社での勤続年数を含む。

(6) 主要な事業内容

圧電セラミック製品の製造

超音波振動子、圧電アクチュエータ、圧電ブザー、等の製造

セラミック耐摩耗製品の製造

セラミックベアリングボール、等の製造

(7) 主要な営業所及び工場

本社 三重県伊勢市円座町字細越 871-6

本社工場 同上

小牧工場 愛知県小牧市大字岩崎 2808

(8) 親会社の状況

親会社名 日本特殊陶業株式会社

持株数 600 株 (100%)

事業上の関係 当社で生産している製品は親会社へ納入しています。

(9) 主要な借入先の状況

該当ありません。

2. 会社の株式に関する事

(1) 発行可能株式総数

普通株式 2,400 株

(2) 発行済株式の総数

普通株式 600 株

(3) 株主数

1 名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
日本特殊陶業株式会社	600 株	100%

3. 会社役員に関する事項

取締役及び監査役の氏名

地 位	氏 名	担 当
代表取締役社長	鈴木 圭 治	会社運営に関する全般
取 締 役	新 海 修	会社運営に関する全般
取 締 役	大 場 高 志	社長補佐・製造全般
監 査 役	岡 宏 明	会計に関する監査

(注) 当事業年度中の役員の変動

(1) 当事業年度中に辞任又は解任された会社役員に関する事項

該当ありません。

計 算 書 類

令和 4 年 4 月 1 日 から
令和 5 年 3 月 31 日 まで

貸借対照表 (令和5年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	千円 3,304,190	流 動 負 債	千円 947,826
現金及び預金	157	買掛金	389,328
売掛金	722,536	前受金	
製品		短期借入金	
原料及び材料	2,751	リース債務	
仕掛品	2,120,141	未払金	215,271
貯蔵品		未払法人税等	66,507
前払費用		預り金	6,236
未収収益	3,251	未払費用	270,483
未収入金	30,498	固 定 負 債	398,861
繰延税金資産		リース債務	
その他の流動資産	424,855	退職給付引当金	398,861
貸倒引当金			
流動資産合計	3,304,190	負債合計	1,346,687
固 定 資 産	千円 257,005	株 主 資 本	千円 2,214,508
有 形 固 定 資 産	6,082	資 本 金	30,000
建物		資 本 剰 余 金	
構築物		資本準備金	
機械及び装置		その他資本剰余金	
車両運搬具	5,319	利 益 剰 余 金	2,184,508
工具器具備品	763	利益準備金	3,800
土地		その他利益剰余金	2,180,708
リース資産		別途準備金	
建設仮勘定		特別償却準備金	
無 形 固 定 資 産		繰越利益剰余金	2,180,708
ソフトウェア		(内 当期純利益)	242,179
投資その他の資産	250,923		
関係会社株式	1,000		
繰延税金資産	249,903		
その他	20		
貸倒引当金			
		純 資 産 合 計	2,214,508
資 産 合 計	3,561,195	負債純資産合計	3,561,195

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入で表示しております。

損 益 計 算 書 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

科 目	金 額
	千円
売 上 高	5,779,880
売 上 原 価	5,114,487
売 上 総 利 益	665,393
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	294,279
営 業 利 益	355,886
営 業 外 収 益	9,247
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	6
雑 収 入	9,241
営 業 外 費 用	4
支 払 利 息	
雑 損 失	5
経 常 利 益	365,128
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	
特 別 損 失	2,067
固 定 資 産 処 分 損	2,067
税 引 前 当 期 純 利 益	363,061
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	142,073
法 人 税 等 調 整 額	-21,191
当 期 純 利 益	242,179

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入で表示しております。

株主資本等変動計算書 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで) (単位千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						別途準備金	特別償却準備金	繰越利益剰余金	
令和4年4月1日残高	30,000				3,800			1,938,529	1,942,329
事業年度中の変動額								242,179	242,179
剰余金の配当									
別途準備金の積立									
特別償却準備金の積立									
特別償却準備金の取崩									
当期純利益								242,179	242,179
自己株式の取得									
自己株式の処分									
株主資本以外の項目の変動額(純額)									
その他									
令和5年4月1日残高	30,000				3,800			2,184,508	2,188,308

	株主資本		その他 有価証券 評価差額金	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計		
令和4年4月1日残高		1,972,329		1,972,329
事業年度中の変動額		242,179		242,179
剰余金の配当				
別途準備金の積立				
特別償却準備金の積立				
特別償却準備金の取崩				
当期純利益		242,179		242,179
自己株式の取得				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の変動額(純額)				
その他				
令和5年4月1日残高		1,972,329		1,972,329

個別注記表 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

重要な会計方針

- | | |
|-------------------------------|---|
| 1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 | 移動平均法による原価法
(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) |
| 2. 固定資産の減価償却の方法 | |
| ①有形固定資産 | |
| ・建物附属設備を除く建物 | 定額法 |
| ・その他の有形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法 |
| ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | リース期間を耐用年数とした定額法 |
| ②無形固定資産 | |
| ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産以外の資産 | 社内に於ける利用可能期間(5年以内)に基づく定額法 |
| ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | リース期間を耐用年数とした定額法 |
| 3. 退職給付引当金の計上の方法 | 従業員の退職給付に備えるため 事業年度末における退職給付債務(自己都合要支給額100%相当額)を計上しております。 |
| 4. 消費税等の処理方法 | 税抜方式 |

会計処理の変更

該当事項はありません。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 22,251 千円 |
| 2. 関係会社金銭債権債務 | |
| 金銭債権 | 1,163,274 千円 |
| 金銭債務 | 616,129 千円 |

損益計算書に関する注記

- | | |
|--------------------|--------------|
| 1. 関係会社との営業取引高 | |
| 売上高 | 5,779,880 千円 |
| 仕入高 | 0 千円 |
| 2. 関係会社との営業取引以外の取引 | 該当なし |

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位 株)

	前期末 株式数	当期増加 株式数	当期減少 株式数	当期末 株式数	摘要
発行済株式総数	600	0	0	600	
普通株式	600	—	—	600	

2. 剰余金の配当に関する事項

該当ありません。

関連当事者に関する注記

(親会社及び関連会社)

名称	議決権 の割合	当社に対する 議決権割合	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
日本特殊陶業 (株)	—	100%	製品の販売	5,779,880	売掛金	722,536
			原材料等の購入	0	買掛金	389,328
			工場及び設備の賃借	512,493	未払金	215,271

(注)1. 取引条件及び取引条件の方針決定等

①上記会社への製品の取引条件は、市場実勢を勘案して当社との価格交渉の上で決定しております。

②上記各社からの原材料の購入については、同社から提示された価格を購入価格としています。

③上記会社からの設備の賃借金額は、同社から提示された賃借料で決定しています。

2. 取引金額には消費税を含んでいません。

一株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|------------------|
| 1. 一株当たり純資産額 | 3,690,846 円 33 銭 |
| 2. 一株当たり当期純利益 | 403,631 円 94 銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類附属明細書

令和 4 年 4 月 1 日から

令和 5 年 3 月 31 日まで

1 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位 千円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却 累計額又は 償却累計額	当期償却額	差引期末 帳簿価額
有形 固定 資産	建物	0	0	0	0	0	0	0
	構築物	0	0	0	0	0	0	0
	機械及び装置	0	0	0	0	0	0	0
	車両運搬具	26,396	4,909	3,370	27,935	21,098	1,713	5,319
	工具器具備品	1,537	378	0	1,915	1,153	775	762
	リース資産	0	0	0	0	0	0	0
	土地	0	0	0	0	0	0	0
	建設仮勘定	0	0	0	0	0	0	0
	計	27,933	5,287	3,370	29,850	22,251	2,488	6,082
無形 固定 資産	ソフトウェア	0	0	0	0	0	0	0

2 引当金の明細

(単位 千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当 期 減 少 額		期 末 残 高
			目的使用	そ の 他	
貸倒引当金	0	0	0	0	0
退職給付引当金	361,178	76,644	38,961	0	398,861

退職者9名。

3 販売費及び一般管理費の明細

(単位 千円)

科目	金額
荷造運送費	57
販売手数料	-
広告宣伝費	1,318
見本費	-
役員報酬	15,620
給料	30,228
役員賞与手当	-2,386
従業員賞与手当	18,069
退職金	-
退職給付費用	1,587
役員退職慰労金繰入額	-
法定福利費	10,178
厚生費	7,940
減価償却費	336
地代家賃	3,448
賃借料	5,470
修繕費	3,173
保険料	550
図書費	-
諸消耗品費	290
電力料	1,904
ガス代	-
水道代	46
燃料費	3
旅費交通費	907
通信費	115
事業税(外形標準)	-
租税課金	233
交際費	-
研究開発費	-
諸会費	12
雑費	209,898
経費請求高	-117
固定資産振替高	-
計	308,943

(注) 交際費及び雑費の中には無償で行なった財産上の利益供与を含んでいます。

監査報告書

2022年4月1日から2023年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について確認いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について確認いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2023年5月25日

株式会社南勢セラミック

監査役 岡 宏明



'23.05.25
01485